



監査結果に対する措置の公表について

平成27年度第2回定期監査の結果報告に対して講じた措置として、平成28年12月6日付（28東経行発第20号）東村山市長から別紙のとおり通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により公表いたします。

平成28年12月16日

東村山市監査委員	飯	田	武	夫
同	赤	木	盛	一
同	駒	崎	高	行

写

28東経行発第20号

平成28年12月6日

東村山市監査委員 飯田武夫様

東村山市監査委員 赤木盛一様

東村山市監査委員 駒崎高行様

東村山市長 渡部 尚

平成27年度第2回定期監査の結果に基づき講じた措置（通知）

平成28年3月11日付27東監発第46号により報告のありました件について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 措置内容

別紙のとおり

以上

年 度	監査の種別
平成 27 年度	<input checked="" type="checkbox"/> 定期監査（第 2 回） <input type="checkbox"/> 財政援助団体等監査 <input type="checkbox"/> 指定管理者監査 <input type="checkbox"/> その他（ ）

部 課	指摘事項	講じた措置内容
環境安全部 地域安全課	<p>1-1 規則に定める様式について 防犯街路灯補助金交付規則の様式については、速やかに様式の統一を図りたい。</p> <p>1-2 契約事務について 契約事務の一部、指名業者の選定については、十分検討されたい。</p>	<p>1-1 東村山市防犯街路灯補助金交付規則の様式(第 1 号様式の 1 から第 2 号様式の 2)を見直し、平成 28 年 9 月 29 日付で規則を改正した。</p> <p>1-2 平成 28 年度より、指名業者選定にあたっては前年度辞退した業者を指名選定の段階で外す対応を実施した。</p>



監査結果に対する措置の公表について

平成27年度第2回定期監査の結果報告に対して講じた措置として、平成28年6月10日付（28東経行発第2号）で、東村山市長から別紙のとおり通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定によりここに公表いたします。

平成28年6月22日

東村山市監査委員	飯	田	武	夫
同	赤	木	盛	一
同	駒	崎	高	行

写

28東経行発第2号

平成28年6月10日

東村山市監査委員 飯田武夫様

東村山市監査委員 赤木盛一様

東村山市監査委員 駒崎高行様

東村山市長 渡部 尚

平成27年度第2回定期監査の結果に基づき講じた措置（通知）

平成28年3月11日付27東監発第46号により報告のありました件について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 措置内容

別紙のとおり

以上

